

1. 施設名 富田林寺内町4施設

〔富田林市立じないまち交流館、重要文化財旧杉山家住宅、富田林市立寺内町センター、富田林市立じないまち展望広場〕

2. 現在

【富田林市立じないまち交流館】

- (1) 指定管理者 富田林寺内町をまもり・そだてる会
- (2) 指定期間 平成26年度～令和元年度

【重要文化財旧杉山家住宅、富田林市立寺内町センター、富田林市立じないまち展望広場】  
文化財課 直営管理

3. 次期

- (1) 候補者 未定
- (2) 指定期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日
- (3) 運営方法 富田林寺内町4施設について、現在、指定管理者制度を導入している「富田林市立じないまち交流館」の新たな指定管理期間の開始時期に合わせて、他の3施設についても指定管理者制度を導入し、4施設を併せて同一の事業者により運営を行う。

4. 選定方法及び理由

- (1) 選定方法 公募による
- (2) 上記の理由

「富田林市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例」第2条による。

【指定管理者による運営継続を希望する理由について】

現在、富田林寺内町4施設の管理運営について、「富田林市立じないまち交流館」のみ指定管理者制度を導入し、その他3施設は文化財課が直営により運営している。

「富田林市立じないまち交流館」は開設当初（平成18年度）から、地元住民との連携による効果的な施設運営や利用者サービスの向上、地元組織活動の推進や富田林寺内町の啓発を図ることを目的に、指定管理者制度を導入している。

次期の令和2年度以降は、その他富田林寺内町内の3施設についても指定管理者制度を導入することで、さらなる効率的・効果的な施設運営、利用者のニーズに沿ったサービス向上策、富田林寺内町の活性化に資する効果的な啓発や提案が期待できるため、公募で4施設一体での指定管理者による運営を希望するものである。

#### 【非公募選定から公募選定に移行する理由について】

「富田林市立じないまち交流館」の指定管理運営は、開設当初（平成18年度）から、富田林寺内町の町並み保存と豊かな町づくりを目的として地元住民により自主的に組織された団体「富田林寺内町をまもり・そだてる会」を非公募で選定し、市や町会をはじめとする地元組織等と連携しながら、円滑な施設管理、情報・サービスの提供やボランティアガイド等の実施により富田林寺内町来訪者へ利便性の向上を図るとともに、当該施設を拠点として富田林寺内町啓発イベントや勉強会、清掃や空き家バンク創設などの町並み保存活動を展開することで、交流館1施設の管理運営のみならず、富田林寺内町の保存と発展に大きく寄与してきたところである。

富田林寺内町の保存と発展は、「これまで」も「これから」も当該団体の力なくして成し得るものではなく、今後、公募により民間事業者が指定管理者に選定されたとしても、当該団体との連携・協力は必須であると考えます。

以上のことから、富田林寺内町4施設の管理運営については、当該団体との連携・協力を必須条件とした、より競争性の働く公募選定に移行することで、民間事業者の持つ経験やノウハウと、当該団体が持つ地域の情報や、地元住民及び他の地元組織との調整力を併せて活用することにより、富田林寺内町の保存と活性化に資する効率的かつ効果的な施設運営を目指すものである。

#### 【富田林寺内町4施設を一体として包括的に管理運営する理由について】

近年、インバウンドの波が日本へ押し寄せ、歴史的町並みや古民家に注目が集まる反面、富田林寺内町への来訪者数は、やや減少傾向にあり、公共施設の管理運営についても稼働率やリピーターの確保等の課題を抱えている。また、富田林寺内町内の高齢者単身世帯の増加や町家の空き家化が進み、このままでは歴史的町並みの存続が危ぶまれる状態にあるなど、現在、富田林寺内町は、歴史的町並みの保存と活性化に向けて、新たな取り組みが必要とされる過渡期にある。

そのような中、平成29年度策定の「富田林市公共施設再配置計画（前期）」において、「寺内町関連施設の効率的運用について、一体的な検討が必要である」との方針が示されたことを受け、次期指定管理については、各施設の特徴を最大限に生かしながら、富田林寺内町4施設を包括的に管理運営し同一の事業者による運営を担わせることで、さらなる管理運営の効率化、利用者サービスや利便性の向上、歴史資料を含む各施設の有効活用等を図るとともに、社会情勢や時代のニーズにあった地域活性化に資する効果的な啓発や提案が期待できるため、4施設一体での指定管理者による運営を希望するものである。